

議事の運営について

1. 本審議会は、原則として公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 議事要旨については、原則として会議終了後 1 週間以内に作成し、公開する。
4. 議事録については、原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
5. 個別の事情に応じて、会議または資料を非公開にするかどうかについての判断は、会長に一任する。